

# 融雪用電力B（ホットタイム22）

（オプション契約約款）

平成28年4月1日実施

北海道電力株式会社

# I 本 則

## 1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り、融雪などのために毎年、原則として10月から翌年の5月までの期間を限り、3月以上継続して動力(小型機器は動力とみなし、付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として、50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合で、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

## 2 約 款 の 変 更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (2) 当社は、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、この約款を変更いたします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (3) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、電力契約標準約款（高圧）(平成28年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。)42(需給契約の変更)または44(需給契約の廃止)により、需給契約を変更または廃止することができます。
- (4) この約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

## 3 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、当社は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として標準約款の業務用電力、高圧電力またはこの約

款以外のオプション契約約款に需給契約を変更することはできません。

#### 4 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい値といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は、次によるものといたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを1ワットとみなします。

イ 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について標準約款別表8（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

ロ 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について標準約款別表8（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

#### 5 供給条件

(1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(2) 契約上電気を使用できる期間において継続した3月（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。

(3) 当社は、供給設備の状況により、1（対象となるお客さま）の時間帯を変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。

(4) 契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

## 6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表(検知制御装置付融雪用機器)に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器(以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。)を使用する場合は、料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(4)によって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については、基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	896円40銭
	最低使用期間以外の期間	248円40銭

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	15円46銭
------------	--------

### (3) 力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

#### イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(ロ) お客さまは、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に

求めることができます。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

(4) 検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 = 割引対象額 × 10パーセント

割引対象額 = (3)によって算定された基本料金 + その1月の使用電力量に(2)の該当料金を適用して算定された金額

## 7 そ の 他

(1) 当社は、1 需要場所において、標準約款による電気の供給またはこの約款以外のオプション契約約款による電気の供給と、この約款による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

(2) 3 (契約期間) (2)における需給契約の廃止または変更は、それぞれ標準約款44(需給契約の廃止)、46(解約等) または42(需給契約の変更) に準ずるものといたします。

(3) この約款に定めのない規定については、次に定める場合を除き、標準約款の高圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

イ お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用された場合または契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合は、次によります。

(イ) 当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

(ロ) 標準約款37(違約金) に準じて、違約金を申し受けます。

ロ 標準約款39(制限または中止の料金割引) に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

ハ 標準約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(2)に定める事項については、標準約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (2)ハの場合に該当しないものとし、標準約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)ロに定める事項については、標準約款別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)ロ(イ)の場合に該当しないものといたします。

- ニ 標準約款別表2(燃料費調整)(1)ハに定める事項については、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ハ(イ)の場合に該当しないものといたします。
- (4) この約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ(実施細目)によるものといたします。

## Ⅱ 実 施 細 目

### 1 対象となるお客さま

- (1) 「融雪など」とは、融雪以外に暖房をいいます。
- (2) 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議により「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。
- (3) この約款から標準約款の業務用電力、高圧電力またはこの約款以外のオプション契約約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの約款に需給契約を変更することはできません。

### 2 契 約 電 力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次の(1)によってえた値について標準約款別表8(契約電力の算定方法)(2)に準じて算定してえた値と次の(2)によってえた値との合計といたします。

- (1) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量(入力)を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計
- (2) 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と(1)で差し引かれた電熱負荷設備の容量(入力)との合計

### 3 供 給 条 件

- (1) 「最低使用期間」とは、継続する3月の料金の算定期間をいいます。また、最低使用期間の設定は、お客さまから申出がない場合、原則として毎年12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。
- (2) 1(対象となるお客さま)(2)により「10月から翌年の5月までの期間」を延長する場合であっても、需要の休止は申し受けません。
- (3) 当社は、契約使用時間以外の時間については、あらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には、当社は、しゃ

断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

- (5) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、標準約款53(計量器等の取付け) (1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

#### 4 力率割引および割増し

- (1) 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 「正当な理由がある場合」とは、進相用コンデンサの取付け、取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお、この場合、力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては、変更前と変更後の力率によって標準約款24(日割計算) に準じて日割計算をいたします。

ロ 最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は、本則6(料金) (3)イ(イ)によって定めた力率といたします。ただし、その1月の力率が85パーセントを下回る場合は、85パーセントといたします。

- (2) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 平均力率は、次の算式によって算定いたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

ロ 最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は、電気を使用した過去の実績を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の力率が85パーセントを下回る場合は、85パーセントといたします。

#### 5 検知制御装置付融雪用機器にかかわる取扱い

- (1) 検知制御装置付融雪用機器

イ 「融雪用機器」とは、道路、歩道橋、駐車場、屋根等に設置された融雪用機器をいいます。

ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、別表(検知制御装置付融雪用機器)に定める検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。



(2) 検知制御装置付融雪用機器割引額の算定

イ 契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量 (入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量 (入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変更となることにより、料金に変更があった場合は、標準約款24(日割計算)に準じて日割計算をいたします。

ハ 検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロまたは標準約款23(料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

ホ 標準約款39(制限または中止の料金割引)によって割引を行なう場合は、検知制御装置付融雪用機器の割引対象額は、本則6(料金) (4)によって算定された割引対象額から標準約款39(制限または中止の料金割引)による割引額を差し引いたものといたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

### 2 この約款の実施にともなう切替措置

- (1) この約款実施の際現にオプション契約約款の融雪用電力B（平成26年11月1日実施。）により電気の供給を受け、契約期間満了の日が平成29年3月30日までとなるお客さまの契約期間は、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、3（契約期間）(1)にかかわらず、平成29年3月31日まで延長いたします。

なお、平成28年3月31日までに需給契約が成立し、かつ、料金適用開始の日が平成28年4月2日以降となるお客さまの契約期間は、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、契約期間満了の日が属する年度の末日までといたします。

- (2) この約款実施の日または料金その他供給条件を適用する日（以下「この約款の実施日」といいます。）の前後で料金率が異なる場合は、この約款の実施日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款23(料金の算定)または24(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

## 別 表（検知制御装置付融雪用機器）

検知制御装置付融雪用機器とは、次の1および2に該当するものをいいます。

- 1 次のいずれかに該当する機能を有するもの。
  - (1) 降雪検知
  - (2) 屋根，路面状況検知
- 2 1により自動的に通電制御ができるもの。